

# 令和 8 年度 宍粟市小椋・松本奨学金貸与者の募集について

宍粟市では、向学心を持ちながら、経済的理由により修学が困難な学生に対して、修学を奨励し、社会に有為な人材を育成することを目的として、奨学金の貸与制度を設けています。貸与の対象者や月額等の詳細は次のとおりです。

## ◆ 対象者

次のすべての要件を満たす方

- 令和 8 年 4 月以降に学校教育法に基づく次の学校に在学していること。  
ア 高等学校           イ 中等教育学校の後期課程           ウ 特別支援学校の高等部  
エ 高等専門学校       オ 大学（短期大学等含む）       カ 専修学校高等課程及び専門課程
- 保護者が宍粟市波賀町に住所を有していること。
- 学業に優れ、健康上修学に支障なく向学の志を有していること。
- 経済的理由により修学が困難であること。

## ◆ 申請手続

宍粟市教育委員会事務局 教育総務課（市役所 4 階）または波賀生涯学習事務所（市民センター波賀）で配付する奨学金貸与申請書に必要書類を添付して提出してください。

**申請期限 令和 8 年 3 月 19 日（木）**

## ◆ 選考

奨学金貸与選考委員会により選考し、採用の可否を通知します。

## ◆ 貸与月額

区分		貸与額
I	・ 高等学校   ・ 中等教育学校の後期課程 ・ 特別支援学校の高等部   ・ 高等専門学校 ・ 専修学校の高等課程	月額 10,000 円以内
II	・ 大学（短期大学等含む） ・ 専修学校の専門課程	月額 50,000 円以内

## ◆ 貸与期間

区分	1 期分 (4～7 月分)	2 期分 (8～11 月分)	3 期分 (12～3 月分)
貸与時期	5 月末	8 月末	12 月末

## ◆ 返還方法

貸与期間終了後、1年間据置くことができます。利息はつきませんが、「貸与月額」欄・区分Ⅰの方は5年以内、区分Ⅱの方は8年以内に分割して返還していただきます。

※返還金は新たに申請される方の奨学資金として活用されます。

## ◆ 返還免除（令和5年度採用者から対象の制度です）

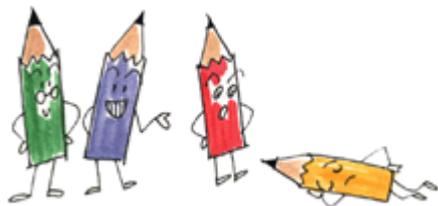
条件を満たす場合、区分Ⅰは返済月額の全額、区分Ⅱは返済月額の半額を猶予することができ、返済免除に係る猶予期間が区分Ⅰについては5年経過で貸与額の全額、区分Ⅱは8年経過で貸与額の半額を免除します。

- ①奨学生が宍粟市内に住所を有しかつ居住していること
- ②就労していること（就労先は市内・市外問いません）
- ③市税等に滞納のないこと

### [返還シミュレーション]

	免除制度利用なし	免除制度利用
区分Ⅰ (例)月額1万円 を3年間 (総額36万円) 貸与の場合	返還月額：6,000円 ・返還総額：36万円 (6,000円×12か月×5年間)	・返還月額：0円 (返還月額の全額6,000円を猶予) ・猶予期間が5年経過すれば全額免除 ・免除総額：36万円
区分Ⅱ (例)月額5万円 を4年間 (総額240万円) 貸与の場合	返還月額：25,000円 ・返還総額：240万円 (25,000円×12か月×8年間)	・返還月額：12,500円 (返還月額の半額12,500円を猶予) ・猶予期間が8年経過すれば猶予分が免除 ・返還総額：120万円(12,500円×12か月×8年間) 免除総額：120万円

- ・途中で転出した場合は、猶予分についても返還が必要です。



宍粟市小椋・松本奨学金についてのお問合せ先  
 宍粟市教育委員会事務局 教育総務課  
 宍粟市山崎町中広瀬 133-6  
 電話：0790-63-3121 FAX：0790-62-0065